

本書は、本書に記載の社債買付けにかかる勧誘を米国(米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに領土を含みます。)向けに行うものではありません。本書末尾に記載の注意事項を併せてご参照ください。

平成 25 年 7 月 22 日

第 1 回無担保社債の社債権者 各位

AvanStrate 株式会社

**当社第 1 回無担保社債の条件変更(償還期限の延長等)に関する
社債権者集会開催について**

AvanStrate 株式会社(以下「当社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、当社が平成 22 年 11 月 5 日に発行した総額 200 億円(残高 151 億円)の第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード:JP310532AAB9)(以下「本社債」といいます。)について、本社債の要項に定める償還期限の延長等の条件変更を行なう社債権者集会(以下「本社債権者集会」といいます。)を開催することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 社債条件変更の背景と理由

最終製品である液晶パネル市場の成熟化、新規参入を含めた競合他社との需要獲得競争の激化、製品価格の下落の影響等による液晶ガラス市場の劇的な環境変化を受け、当社の業績は平成 24 年度前半から悪化を続けて参りました。そのような背景の下、当社は経営責任を明確にし、経営陣を刷新の上、抜本的なコスト削減と収益・キャッシュフロー創出力の強化に向けて、低収益かつ高コスト体質の拠点におけるオペレーションのシャットダウン/停止、各拠点レベルでの徹底的なコストの見直し、人員の整理、及び生産プロセスの見直しによる設備投資額の大幅削減と生産性の改善を中心とする構造改革に全力を挙げて取り組んで参りました。加えて、得意先の売掛債権流動化及び余剰白金の売却等を通じて、借入金の返済及び社債の償還に向けた資金創出に取り組んで参りました。しかしながら、当社の業績見込み、足元の資金調達余力に鑑みると、平成 25 年 11 月 5 日に償還期日を迎える本社債残高 151 億円全額の償還を賄うだけの資金に目途が立っておりません。当社の事業継続のためには早期に財務状況を安定化させ、継続企業的前提にかかる重要な疑義を払拭する必要がありますが、そのためには、本社債の償還期限を一部延長すると

もに、4年間にわたる分割償還とさせていただくことについて社債権者各位のご理解をいただかざるを得ないという結論に達しました。本社債の償還期限の延長等の条件変更の詳細につきましては、後記2「条件変更の概要」をご参照下さい。

なお、本社債の条件変更に加えて、早期の投資回収を希望する本社債の社債権者様に対する売却機会の提供を目的として、本日開催の取締役会において、本社債権者集会の決議及び同決議に関する裁判所の認可決定等を条件として、各本社債の金額1億円につき4,000万円とする、本社債の買付け(以下「本社債買付け」といいます。)を実施することを決議しています。本社債買付けの内容及び詳細につきましては、本日付「当社第1回無担保社債の買付けについて」をご参照下さい。

2. 条件変更の概要

(1)平成25年11月5日(現償還期日)	各本社債の金額1億円につき2,200万円を償還
(2)平成28年11月5日	各本社債の金額1億円につき1,950万円を償還
(3)平成29年11月5日	各本社債の金額1億円につき1,950万円を償還
(4)平成30年11月5日	各本社債の金額1億円につき1,950万円を償還
(5)平成31年11月5日	各本社債の金額1億円につき1,950万円を償還

なお、償還期限の延長につき本社債の社債権者様のご理解をいただくため、本社債の金利を、平成25年11月6日以降現在の年1.94%から年3.5%に引き上げることといたしました。具体的には、各利払日において年2%に相当する金額を現金で支払い、残りの年1.5%相当額については最終償還期日に一括して支払うことを提案させていただいております。また、当社の業績が回復し、資金余剰が生じた場合に本社債の早期償還ができるようになるため、当社の選択により本社債の一部又は全部について繰上償還を行うことができる旨の条項を追加することも提案させていただいております。

3. 本社債権者集会の開催

本社債の条件変更は、下記により開催予定の本社債権者集会に諮ったうえで決定されます。また、本社債権者集会の決議は、裁判所の認可決定を条件として効力を生じます。

記

(1)日時	平成25年8月23日(金曜日)午後3時
(2)場所	東京都港区高輪3-13-1 TAKANAWA COURT 3階 TKP品川カンファレンスセンター ホール1
(3)目的事項	本社債の社債要項の一部を変更する件

(4) 議案の内容 本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
<p>4. 利率 年 1.94 パーセント</p>	<p>4. 利率 <u>平成 25 年 11 月 5 日までは年 1.94 パーセント、平成 25 年 11 月 6 日以降は年 3.50 パーセント</u></p>
<p>9. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成 25 年 11 月 5 日に<u>その総額</u>を償還する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u> 本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p><u>(3)</u> 本社債の買入消却は、第 18 項記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>	<p>9. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成 25 年 11 月 5 日に<u>各本社債につき金 2,200 万円、平成 28 年 11 月 5 日に各本社債につき金 1,950 万円、平成 29 年 11 月 5 日に各本社債につき金 1,950 万円、平成 30 年 11 月 5 日に各本社債につき金 1,950 万円、平成 31 年 11 月 5 日に各本社債につき金 1,950 万円</u>を償還する。<u>ただし、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前償還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。</u></p> <p><u>(2)</u> 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成 25 年 11 月 5 日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。当社は、本号の規定に従い本社債の元金の一部を期限前償還する場合には、<u>第(1)号に定める各償還期日(第(4)号において定義する。)</u>に係る償還金額のいずれに充当されるかを指定するものとする。</p> <p><u>(3)</u> 本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還しようとする日(以下「<u>期限前償還期日</u>」</p>

	<p><u>という。)の前 25 日以上 60 日以内に期限前償還しようとする旨その他の必要な事項を第 15 項に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。</u></p> <p><u>(4) 本社債を償還すべき日(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</u></p> <p><u>(5) 本社債の買入消却は、第 18 項記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</u></p>
<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 5 月 5 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 5 月 5 日および 11 月 5 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。<u>ただし、</u>半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。(中略)</p> <p>(後略)</p>	<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 5 月 5 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後平成 25 年 11 月 5 日までは毎年 5 月 5 日および 11 月 5 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払い、平成 25 年 11 月 6 日以降は毎年 5 月 5 日および 11 月 5 日の 2 回に各その日までの前半か年分の利息のうち年 2.00 パーセントに相当する金額を支払う。また、平成 31 年 11 月 5 日に、平成 25 年 11 月 6 日から平成 31 年 11 月 5 日までの期間の利息のうち年 1.50 パーセントに相当する金額を支払う。ただし、第 9 項第(3)号の規定に従い元金の全額を期限前償還</p>

	<p> <u>する場合は、期限前償還期日時点における未払い利息全額を、当該期限前償還期日において支払う。</u>半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 (中略) </p> <p> (3) 償還期日後は本社債の<u>元金のうち当該償還期日において償還すべき金額</u>には利息をつけない。(中略) (後略) </p>
--	---

4. 本社債の条件変更についての社債権者向説明会の開催

上記 3 記載の本社債権者集会の開催に先立ちまして、当社は本社債の社債権者様を対象に社債権者向説明会を開催させていただく所存です。同説明会においては、本社債の条件変更に至った経緯、当社の現状、今後の当社の方針等を説明させていただくとともに、本社債買付けにつきましてもご説明申し上げる予定です。同説明会の開催日時、場所等の詳細につきましては本日付「当社第 1 回無担保社債に関する社債権者向説明会開催のお知らせ」をご参照下さい。本社債の社債権者様におかれましては、ご多用中恐縮ではございますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

また、今後、当社からの個別通知等のご連絡が必要となるかと存じます。そのため、社債権者様におかれましては、①商号、本店所在地及び代表者名(法人の場合)又は氏名及び住所(個人の場合)、②連絡先の情報(担当者、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス)及び③ご所有の社債金額を以下のお問い合わせ先に、電子メール又はファックスにてご連絡くださいますようお願い申し上げます。ご連絡いただいた場合、法的に可能な限り、通知等を直接お送りさせていただきたいと考えております。

当社は、主力金融機関からお取引の継続をいただきながら、財務構成の健全化に向けた様々な取組みを進めるとともに、新規取引先の開拓を通じた収益力の向上に努めて参ります。

今後とも当社は、安定した資金を確保しつつ、収益性を向上させ継続的成長を可能とする企業体質の構築に努めて参りますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

す。

※本社債権者集会・社債権者向説明会に関するお問い合わせ先

AvanStrate 株式会社 事業管理本部 総務部

Tel 059-352-6451 Fax 059-352-6401

電子メールによるお問い合わせ先 bond@jp-avanstrate.com

以 上

注意事項：本書は、本書に記載の社債買付けの米国(米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに領土を含みます。)向け勧誘を構成するものではありません。